

姫路しらす商品券事業（プレミアム付き商品券）について（参考資料 7）

(1) 概要

物価高騰による市民生活への影響を緩和するとともに、市民生活のデジタル化と地域経済の活性化を図るため、デジタルのプレミアム付き商品券を発行するもの。

令和 7 年度事業では、物価高騰の影響が特に大きい子育て世帯や高齢者に対する支援を充実させるとともに、高齢者のデジタル機器の利用を促すため、新たに「子育て応援枠」及び「シルバーデジタル応援枠」を設ける。

(2) 令和 7 年度 姫路しらす商品券（券種及び申込要件）

① 一般枠

姫路市内に住所を有し、申込時点で有効なマイナンバーカードを保有する者

② 子育て応援枠

令和 7 年 4 月 1 日現在で満 18 歳未満、かつ、一般枠の申込要件を満たす者

※ 申込は、一般枠又はシルバーデジタル応援枠で申し込んだ世帯の代表者が行う。

③ シルバーデジタル応援枠

申込時点で満 75 歳以上、かつ、一般枠の申込要件を満たす者

(3) 申込方法

スマートフォンを使用し、専用アプリを通じて申込み（申込者多数の場合は抽選）

(4) 券種ごとの内容と発行額

券種	プレミアム率	発行セット数	発行額
一般枠	25%	30万セット	1,875,000 千円
子育て応援枠	50%	10万セット	750,000 千円
シルバーデジタル応援枠	50%	6万セット	450,000 千円
合 計	—	46万セット	3,075,000 千円

※ 販売額：1 セット 5,000 円、申込上限 1 人あたり 10 セットまで（子育て応援枠の申込上限は、子ども 1 人あたり 10 セットまで追加申込可能。）

(5) スケジュール（予定）

参加店舗募集開始 8 月中旬

購入申込受付期間 9 月中旬～10 月上旬（申込サポート事業実施）

販売期間 10 月下旬～11 月上旬

利用期間 10 月下旬～翌年 1 月下旬

※ 参加店舗の募集が、納入期限（8 月末）よりも前に設定されている点に、十分留意すること。

(6) 留意事項

ア 申込時に利用できる本人確認手法は、いずれの券種であっても xID アプリを用いた本人確認手法を採用する。(本人確認書類画像を送信する方法は採用しない。)

イ 同一人物のマイナンバーカードを用いた重複申込は許容しない。具体的には、以下のような事例を想定している。

- ① 同一の申込枠に、同一人が複数回申込を行うこと。
- ② 異なる申込枠に、同一人が申込を行うこと。
- ③ 子育て応援枠に関して、同一の子どものマイナンバーカードを用いて両親ともに申込を行うなど、同一の子どもについて重複した申込を行うこと。

※ 子育て応援枠に関しては、一般枠又はシルバーデジタル応援枠に申し込んだ世帯の代表者が、対象者である子どもの口数分を申込する仕組みを想定している点に留意すること。

ウ 本事業は、別途、運営管理業務を委託する予定である。システム構築・運用事業者は、本事業に関して運営管理業務受託事業者と連携することを前提とするが（調達仕様書第5項第3号参照）、特に、前号に掲げる購入申込受付期間や販売期間においては、市民が円滑に事業を利用できるよう、両者が密に連携し、システムのトラブル等に即応できる体制が必要となるため留意すること。